

令和5年第4回（6月）定例会 議案参考資料

【単行議案】

議第46号	農業委員会委員の任命について	1P
議第47号	財産区管理委員の選任について	3P
議第48号	丹後地区土地開発公社定款の一部変更について	4P
議第49号	宮津市市税条例の一部改正について	10P



議案参考資料
令和5年6月定例会

議第46号	農業委員会委員の任命について	区分	人事案件
<p>【提案の概要】</p> <p>◆提案の趣旨・目的 宮津市農業委員会委員の任期満了（令和5年7月19日）に伴う次期委員の任命について、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるもの。</p> <p>◆提案の概要 【任命予定者】 14人（添付資料参照）</p> <p>※定数14人（宮津市農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例第2条）</p> <p>◆任期 3年（令和5年7月20日～令和8年7月19日）</p> <p>◆提案の根拠法令 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号） 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項 第8条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。</p>		<p>【政策等の背景・提案までの経過】</p> <p>R5. 2. 21 農業委員会委員の募集 ～R5. 4. 17 定数未満の応募のため、募集期間を3/22から4/17に延長</p> <p>R5. 4. 18 農業委員会委員の推薦・応募結果公表</p> <p>R5. 5. 11 宮津市農業委員会委員候補者選考委員会開催</p> <p>【市民参加の状況】 市民からの公募</p> <p>【政策等の効果及び費用】</p> <p>【他の自治体の類似する政策との比較】</p>	
<p>【第7次宮津市総合計画との整合】</p>			
重点プロジェクト	—		
テーマ別戦略	—		
		<p>担当課・係 農林水産課 農林水産係 (45-1626)</p>	<p>添付資料 ・任命予定者一覧</p>

議第46号

農業委員会委員 任命予定者一覧

任期：令和5年7月20日～令和8年7月19日

住 所	氏 名	再任・新任の別
宮津市字日ヶ谷1967番地	土 井 司	新任
宮津市字須津1048番地	松 本 聡	再任
宮津市字由良1072番地の1	山 田 正 明	再任
宮津市字吉原2562番地	宇 野 由美子	再任
宮津市字新宮622番地	菖蒲谷 透	新任
宮津市字中津188番地	宮 崎 正 之	再任
宮津市字外垣211番地	垣 根 敏 孝	新任
宮津市字上世屋499番地	小 山 有美恵	再任
宮津市字日置2829番地	吉 田 進	再任
宮津市字国分843番地	吉 田 雅 典	再任
宮津市字新浜3007番地	今 中 睦 美	再任
宮津市字喜多1159番地	関 野 掲 司	再任
宮津市字波路308番地	和久田 二三代	再任
宮津市字宮村20番地の3	酒 井 義 浩	新任

議案参考資料
令和5年6月定例会

議第47号	財産区管理委員の選任について	区分	人事案件
-------	----------------	----	------

<p>【提案の概要】</p> <p>◆提案の要旨・目的 栗田財産区管理委員5人の任期（4年）が、令和5年7月2日で満了となるため、委員の選任について、財産区管理条例第3条第1項の規定により議会の同意を求めるもの。</p> <p>◆提案の概要 【選任予定者】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住 所</th> <th>氏 名</th> <th>生年月日</th> <th>任 期</th> <th>再任・新任の別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新宮64番地</td> <td>ありもと てるお 有本 輝雄</td> <td>昭和22年2月20日</td> <td rowspan="5">令和5年7月3日から 令和9年7月2日まで</td> <td>再任</td> </tr> <tr> <td>小寺860番地</td> <td>なかしま みちひろ 中嶋 道博</td> <td>昭和24年9月1日</td> <td>再任</td> </tr> <tr> <td>中津188番地</td> <td>みやざき まさゆき 宮崎 正之</td> <td>昭和36年9月4日</td> <td>新任</td> </tr> <tr> <td>島陰240番地</td> <td>たにくち まさと 谷口 真人</td> <td>昭和29年2月28日</td> <td>再任</td> </tr> <tr> <td>矢原178番地</td> <td>いけがみ としお 池上 敏雄</td> <td>昭和38年4月5日</td> <td>再任</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆提案の根拠法令 財産区管理条例第3条第1項 (委員の選任) 第3条 委員は、当該財産区の区域内に引き続き3年以上住所を有する者で、宮津市の議会の議員の被選挙権を有するもの(以下「被選挙権を有する者」という。)の中から、当該財産区においてあらかじめ選定した者を市長が議会の同意を得て選任する。 2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>		住 所	氏 名	生年月日	任 期	再任・新任の別	新宮64番地	ありもと てるお 有本 輝雄	昭和22年2月20日	令和5年7月3日から 令和9年7月2日まで	再任	小寺860番地	なかしま みちひろ 中嶋 道博	昭和24年9月1日	再任	中津188番地	みやざき まさゆき 宮崎 正之	昭和36年9月4日	新任	島陰240番地	たにくち まさと 谷口 真人	昭和29年2月28日	再任	矢原178番地	いけがみ としお 池上 敏雄	昭和38年4月5日	再任	<p>【政策等の背景・提案までの経過】</p> <p>※財産区について 7財産区（上宮津、由良、栗田、吉津、世屋、養老、日ヶ谷） 各財産区の委員定数は協議により次のとおりで、任期は4年間 上宮津、由良、栗田、吉津、養老 各7人 世屋 5人、日ヶ谷 6人</p> <p>◇財産区管理条例第2条第2項及び第3項 第2条 前条の各財産区に、財産区管理会(以下「管理会」という。)を置く。 2 管理会は、財産区管理委員(以下「委員」という。)7人以内をもって組織する。 3 委員の定数は、市長が各財産区と協議して定めるものとする。</p>	
住 所	氏 名	生年月日	任 期	再任・新任の別																									
新宮64番地	ありもと てるお 有本 輝雄	昭和22年2月20日	令和5年7月3日から 令和9年7月2日まで	再任																									
小寺860番地	なかしま みちひろ 中嶋 道博	昭和24年9月1日		再任																									
中津188番地	みやざき まさゆき 宮崎 正之	昭和36年9月4日		新任																									
島陰240番地	たにくち まさと 谷口 真人	昭和29年2月28日		再任																									
矢原178番地	いけがみ としお 池上 敏雄	昭和38年4月5日		再任																									
		<p>【市民参加の状況】</p>																											
		<p>【政策等の効果及び費用】</p>																											
		<p>【他の自治体の類似する政策との比較】</p>																											
<p>【第7次宮津市総合計画との整合】</p> <table border="1"> <tr> <td>重点プロジェクト</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>テーマ別戦略</td> <td>—</td> </tr> </table>		重点プロジェクト	—	テーマ別戦略	—																								
重点プロジェクト	—																												
テーマ別戦略	—																												
		<p>担当課・係</p> <p>農林水産課 産業基盤係 (45-1627)</p>	<p>添付資料</p>																										

議案参考資料
令和5年6月定例会

議第48号	丹後地区土地開発公社定款の一部変更について	区分	その他
<p>【提案の概要】</p> <p>◆提案の趣旨・目的 近年の土地価格の下落により、公社による先行取得等のメリットが低下し、平成21年度を最後に土地の新規取得は無く、公社保有地は宮津市の依頼により取得した2件のみである現状を踏まえて、公社の今後のあり方について、設立団体間で解散を含めて協議を行った結果、宮津市が財政健全化の取組み途上であり、買い戻しに必要な財源を確保することが極めて困難な状況にあることから、「解散ではなく宮津市を除く設立団体が脱退し、宮津市の単独公社へ移行する」こととし、現保有地を管理するために必要な「役員」及び「基本財産」等の見直しと併せて定款の一部の変更を行うもの。</p> <p>◆提案の概要 ①単独公社への移行に伴う変更 ・名称：「丹後地区土地開発公社」⇒「宮津市土地開発公社」 ・設立団体：「宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町」⇒「宮津市」 ②現保有地の管理に必要な見直しに伴う変更 ・理事：「5人」⇒「4人」 ・基本財産：「700万円」⇒「100万円」に変更 ③その他 ・上記①②に関連した変更及び文言整理</p> <p>◆施行日 令和5年10月1日（ただし、基本財産の変更は、京都府知事の認可の日）</p> <p>◆提案の根拠法令 公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項</p>		<p>【政策等の背景・提案までの経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> 昭和47年6月15日公布 公有地の拡大の推進に関する法律 昭和48年4月1日施行 丹後地区土地開発公社定款 →丹後1市10町で設立（合併後、現在は2市2町） 設立団体からの業務依頼により事業用地の先行取得等を実施 〔業務依頼実績〕 <ul style="list-style-type: none"> 宮津市 217件（現在2件保有） 京丹後市 153件（平成26年度までに全て買戻し） 伊根町 5件（昭和57年度までに全て買戻し） 与謝野町 301件（平成21年度までに全て買戻し） <p>※平成29年度以降は、宮津市依頼分の「図書館等複合施設建設事業用地」及び「公用及び公共用地等取得事業（暁星）」の2事業用地を保有するのみで、その両方について株式会社ローソンと事業用定期借地契約中（令和22年5月まで）。</p>	
<p>【第7次宮津市総合計画との整合】</p>		<p>【市民参加の状況】</p>	
重点プロジェクト	—	<p>【政策等の効果及び費用】</p> <p>■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 千円</p>	
テーマ別戦略	—	<p>【他の自治体の類似する政策との比較】</p> <ul style="list-style-type: none"> 柏崎市土地開発公社 厳しい財政状況を理由に定款変更を行い、平成30年4月1日に柏崎地域土地開発公社から刈羽村と出雲崎町が脱退し、柏崎市の単独公社へ移行されている。 	
<p>※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載</p>		<p>担当課・係 財政課 資産活用係（45-1611）</p>	<p>添付資料 ・新旧対照表</p>

丹後地区土地開発公社定款新旧対照表

現 行	変更案
<p><u>丹後地区土地開発公社定款</u></p> <p>第1章 総則</p> <p>(目 的)</p> <p>第1条 この土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより地域の計画的な整備促進および丹後縦貫林道周辺地の秩序ある開発を図り、もって住民福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(名 称)</p> <p>第2条 この土地開発公社は、<u>丹後地区土地開発公社</u>（以下「公社」という。）と称する。</p> <p>(設立団体)</p> <p>第3条 <u>公社の設立団体は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>宮 津 市</u> <u>京 丹 後 市</u> <u>伊 根 町</u> <u>与 謝 野 町</u></p> <p>(事務所の所在地)</p> <p>第4条 公社は、<u>主たる事務所を宮津市に、従たる事務所を京丹後市に置く。</u></p> <p>(公告の方法)</p> <p>第5条 公社の公告は、<u>設立団体の公告式により行う。</u></p> <p>第2章 組織および会議</p> <p>第1節 役員および職員</p> <p>(役 員)</p> <p>第6条 公社に次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 5名 うち 理事長 1名 副理事長 1名 専務理事 1名</p> <p>(2) 監事 2名</p>	<p><u>宮津市土地開発公社定款</u></p> <p>第1章 総則</p> <p>(目 的)</p> <p>第1条 この土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより地域の計画的な整備促進及び<u>丹後縦貫林道周辺地の秩序ある開発を図り、もって住民福祉の増進に寄与することを目的とする。</u></p> <p>(名 称)</p> <p>第2条 この土地開発公社は、<u>宮津市土地開発公社</u>（以下「公社」という。）と称する。</p> <p>(設立団体)</p> <p>第3条 <u>公社の設立団体は、宮津市とする。</u></p> <p>(事務所の所在地)</p> <p>第4条 公社は、<u>事務所を宮津市に</u>置く。</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第5条 公社の公告は、<u>宮津市公報に掲載して行う。</u></p> <p>第2章 組織及び会議</p> <p>第1節 役員及び職員</p> <p>(役 員)</p> <p>第6条 公社に次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 4人 うち 理事長 1人 副理事長 1人</p> <p>(2) 監事 2人</p>

現 行	変更案
<p>(役員の職務および権限)</p> <p>第7条 理事は、第17条の議決事項を審議決定する。</p> <p>2 理事長は、公社を代表し、その業務を総理する。</p> <p>3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは <u>その職務を代理し、理事長が欠けたときは</u> <u>その職務を行う。</u></p> <p>4 専務理事は、<u>理事長の命を受けて、その業務を処理する。</u></p>	<p>(役員の職務及び権限)</p> <p>第7条 理事は、第17条の議決事項を審議決定する。</p> <p>2 理事長は、公社を代表し、その業務を総理する。</p> <p>3 副理事長は、理事長を補佐し、<u>理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長が欠けたときは、</u><u>その職務を行う。</u></p> <p>(削る)</p>
<p>5 監事は、<u>公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第16条第8項に規定する職務を行う。</u></p> <p>(役員の任命)</p> <p>第8条 <u>理事および監事は、設立団体の長が協議して定めた団体の長（以下「団体の長」という。）が、設立団体の長および職員のうちから任命する。</u></p> <p>2 <u>理事長および副理事長は、理事の互選とし、専務理事は、理事のうちから理事長が任命する。</u></p>	<p>4 監事は、<u>公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第16条第8項に規定する職務を行う。</u></p> <p>(役員の任命)</p> <p>第8条 <u>理事及び監事は、宮津市長が任命する。</u></p> <p>2 <u>理事長は、理事の互選により決定する。</u></p>
<p>(役員任期)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(役員兼任の禁止)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(顧問)</p>	<p>3 <u>副理事長は、理事のうちから理事長が選任する。</u></p> <p>(役員任期)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(役員兼任の禁止)</p> <p>第10条 (略)</p>
<p>第11条 <u>公社に顧問を置くことができる。</u></p> <p>2 <u>顧問は団体の長が委嘱する。</u></p>	<p>第11条 削除</p>
<p>(職員)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(兼職の禁止)</p> <p>第13条 <u>専務理事および職員は、営利を目的とする団体の役員となり、またはみずから営利事業に従事してはならない。ただし、理事長の承認を得た場合はこの限りでない。</u></p>	<p>(職員)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(兼職の禁止)</p> <p>第13条 <u>職員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら <u>営利事業に従事してはならない。ただし、理事長の承認を得た場合はこの限りでない。</u></u></p>
<p>第2節 理事会</p> <p>(設置および構成)</p> <p>第14条 (略)</p>	<p>第2節 理事会</p> <p>(設置及び構成)</p> <p>第14条 (略)</p>

現 行	変更案
<p>(招 集)</p> <p>第15条 理事会は、理事長が必要と認めるときまたは理事の<u>3分の1以上</u>の者もしくは監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったとき、理事長が招集する。</p> <p>(理事会の議事)</p> <p>第16条 理事会の議長は、理事長をもってこれにあてる。</p> <p>2 理事会は、理事の過半数が出席しなければ開くことができない。</p> <p>3 理事会の議事は、この定款に特別の定めがある場合のほか、出席理事の過半数でもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>4 やむを得ない理由のため、会議に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し<u>または他の理事を代理人として表決を委任することができる</u>。この場合において、前2項の規定の適用については、出席したものとみなす。</p> <p>5 監事および顧問は、理事会に出席して意見を述べることができる。</p> <p>(理事会の議決事項)</p> <p>第17条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。</p> <p>(1) 定款の変更または業務方法書の制定もしくは変更</p> <p>(2) 毎事業年度の予算、事業計画および資金計画</p> <p>(3) 毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書および事業報告書</p> <p>(4) 規程の制定または改正もしくは廃止</p> <p>(5) 規程により理事会の権限に属せしめられた事項</p> <p>(6) その他会社の運営上理事長が重要と認める事項</p> <p>2 前項第1号に掲げる事項については、出席理事の3分の2以上の決するところによる。</p> <p>第3章 業務およびその執行</p> <p>(業務の範囲)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>(業務方法書)</p> <p>第19条 (略)</p>	<p>(招 集)</p> <p>第15条 理事会は、理事長が必要と認めるとき又は理事の<u>2分の1以上</u>の者若しくは監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときに、理事長が招集する。</p> <p>(理事会の議事)</p> <p>第16条 理事会の議長は、理事長をもってこれに充てる。</p> <p>2 理事会は、理事の4分の3以上の者が出席しなければ開くことができない。</p> <p>3 理事会の議事は、この定款に特別の定めがある場合のほか、出席理事の過半数でもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>4 やむを得ない理由のため、会議に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し<u>又は他の理事を代理人として表決を委任することができる</u>。この場合において、前2項の規定の適用については、出席したものとみなす。</p> <p>5 監事は、理事会に出席して意見を述べる<u>ことができる</u>。</p> <p>(理事会の議決事項)</p> <p>第17条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。</p> <p>(1) 定款の変更又は業務方法書の制定若しくは変更</p> <p>(2) 毎事業年度の予算、事業計画及び資金計画</p> <p>(3) 毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び事業報告書</p> <p>(4) 規程の制定又は改正若しくは廃止</p> <p>(5) 規程により理事会の権限に属せしめられた事項</p> <p>(6) その他会社の運営上理事長が重要と認める事項</p> <p>2 前項第1号に掲げる事項については、出席理事の3分の2以上の決するところによる。</p> <p>第3章 業務及びその執行</p> <p>(業務の範囲)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>(業務方法書)</p> <p>第19条 (略)</p>

現 行	変更案										
<p>第4章 基本財産の額その他資産および会計 (資産)</p> <p>第20条 会社の資産は、基本財産とする。</p> <p>2 基本財産は、現金7,000,000円とし、地方公共団体の出資の額は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="324 411 922 587"> <tr> <td>宮津市</td> <td>1,000,000円</td> </tr> <tr> <td>京丹後市</td> <td>1,800,000円</td> </tr> <tr> <td>伊根町</td> <td>300,000円</td> </tr> <tr> <td>与謝野町</td> <td>900,000円</td> </tr> <tr> <td>京都府</td> <td>3,000,000円</td> </tr> </table> <p>3 基本財産は、安全かつ確実な方法により管理するものとし、これをとりくずしてはならない。</p> <p>(事業年度)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>(予算および決算)</p> <p>第22条 会社の予算、事業計画および資金計画は、理事会の議決を経て、当該事業年度の開始前に、<u>設立団体の長の承認</u>を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 会社は、毎事業年度終了後2か月以内に、次の書類を作成し、監事の監査を受け、<u>設立団体の長</u>に提出しなければならない。</p> <p>(1) 財産目録 (2) 貸借対照表 (3) 損益計算書 (4) キャッシュ・フロー計算書 (5) 事業報告書</p> <p>(利益および損失の処理)</p> <p>第23条 会社は毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を<u>うめ</u>、なお、残余があるときは、その残余の額は準備金として整理する。</p> <p>2 (略)</p>	宮津市	1,000,000円	京丹後市	1,800,000円	伊根町	300,000円	与謝野町	900,000円	京都府	3,000,000円	<p>第4章 基本財産の額その他資産及び会計 (資産)</p> <p>第20条 会社の資産は、基本財産とする。</p> <p>2 基本財産は、現金100万円とする。</p> <p>3 基本財産は、安全かつ確実な方法により管理するものとし、これを<u>取り崩し</u>てはならない。</p> <p>(事業年度)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>(予算及び決算)</p> <p>第22条 会社の予算、事業計画及び<u>資金計画</u>は、理事会の議決を経て、当該事業年度の開始前に、<u>宮津市長</u>の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 会社は、毎事業年度終了後2か月以内に、次の書類を作成し、監事の監査を受け、<u>宮津市長</u>に提出しなければならない。</p> <p>(1) 財産目録 (2) 貸借対照表 (3) 損益計算書 (4) キャッシュ・フロー計算書 (5) 事業報告書</p> <p>(利益及び損失の処理)</p> <p>第23条 会社は毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を<u>埋め</u>、なお、残余があるときは、その残余の額は準備金として整理する。</p> <p>2 (略)</p>
宮津市	1,000,000円										
京丹後市	1,800,000円										
伊根町	300,000円										
与謝野町	900,000円										
京都府	3,000,000円										

現 行	変更案
<p>(余裕金の運用)</p> <p>第24条 公社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。</p> <p>(1) 国債または地方債の取得</p> <p>(2) (略)</p> <p>第5章 雑 則</p> <p>(解 散)</p> <p>第25条 公社は、理事会で出席理事の4分の3以上の同意を得た<u>うえ、設立団体の議会の議決を経て、京都府知事の認可を受けたときに解散する。</u></p> <p>2 公社は、解散した場合において、債務を弁済してなお残余財産があるときは、<u>第20条第2項の出資の額に応じて、それぞれ出資した地方公共団体にこれを分配する。</u></p> <p>(規程への委任)</p> <p>第26条 公社の運営に関して必要な事項は、この定款および業務方法書に定めるもののほか、規程の定めるところによる。</p>	<p>(余裕金の運用)</p> <p>第24条 公社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。</p> <p>(1) 国債又は<u>地方債の取得</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>第5章 雑 則</p> <p>(解 散)</p> <p>第25条 公社は、理事会で出席理事の4分の3以上の同意を得た<u>上、宮津市議会</u>の議決を経て、京都府知事の認可を受けたときに解散する。</p> <p>2 公社は、解散した場合において、債務を弁済してなお残余財産があるときは、<u>その残余財産は、宮津市に帰属</u>する。</p> <p>(規程への委任)</p> <p>第26条 公社の運営に関して必要な事項は、この定款及び<u>業務方法書</u>に定めるもののほか、規程の定めるところによる。</p> <p>附 則</p> <p><u>この定款は、令和5年10月1日から施行する。ただし、第20条第2項の改正規定は、京都府知事の認可の日から施行する。</u></p>

議案参考資料
令和5年6月定例会

議第49号

宮津市市税条例の一部改正について

区分

条例の改正

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

令和5年度税制改正に伴う地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)等が令和5年3月31日付けで公布されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

◆提案の概要

1 個人市民税

①森林環境税の導入

・令和6年度から個人市民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円賦課徴収する森林環境税について、所要の改正を行うもの

②給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化

・給与所得者の扶養親族等申告書について、前年の申告内容と異動がない場合には、異動がない旨の記載によることができるようになるもの

2 軽自動車税

①種別割の税率

・現行の原動機付自転車から区分して新たに定義された特定小型原動機付自転車(電動キックボード等)に係る税率を2,000円とするもの

②軽自動車税の環境性能割及び種別割の賦課徴収の特例

・不正により生じた納付不足額に係る納税義務を当該不正を行ったメーカーに負わせる特例規定について、納付不足額を徴収する際に加算する割合を引き上げるもの(10%→35%)

3 その他条文整理 引用条項のずれによる改正等

◆施行日

2-① …令和5年7月1日

1-①、2-② …令和6年1月1日

1-②、3 …令和7年1月1日

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト

—

テーマ別戦略

—

※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載

【政策等の背景・提案までの経過】

- ・令和5年3月31日公布 地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)
- ・令和5年3月31日公布 地方税法施行令の一部を改正する政令(令和5年政令第132号)

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 千円

【他の自治体の類似する政策との比較】

担当課・係

添付資料

税務・国保課税務係(45-1612)

・新旧対照表

宮津市市税条例（昭和30年条例第33号）新旧対照表

現 行	改正後（案）
<p>（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）</p> <p>第35条の8 （略）</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は</p> <p>_____当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の府民税若しくは市民税に充当し</p> <p>_____、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する</p> <p>_____。</p> <p>3 （略）</p> <p>第36条～第37条の3（略）</p> <p>（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）</p> <p>第37条の3の2 （略）</p>	<p>（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）</p> <p>第35条の8 （略）</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により当該納税義務者の前項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の府民税、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。</p> <p>3 （略）</p> <p>第36条～第37条の3（略）</p> <p>（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）</p> <p>第37条の3の2 （略）</p> <p>2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法</p>

2. 前項 又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項 又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。
3. 前2項 の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。
4. 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用す

第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

3. 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。
4. 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。
5. 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用す

る方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第56条の9第3項において同じ。)により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

第37条3の3～第39条(略)

(個人の市民税の徴収の方法)

第40条 個人の市民税は、第46条、第50条の2第1項、第50条の5又は第56条の5の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。

2 (略)

第41条・第42条(略)

(個人の市民税の納税通知書)

第43条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額及び 府民税額の合算額 (第50条第1項又は第50条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないことになった金額

る方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第56条の9第3項において同じ。)により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

第37条3の3～第39条(略)

(個人の市民税の徴収の方法等)

第40条 個人の市民税は、第46条、第50条の2第1項、第50条の5又は第56条の5の規定により 特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法により 徴収する。

2 (略)

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条・第42条(略)

(個人の市民税の納税通知書)

第43条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額、個人の府民税額及び森林環境税額の合算額 (第50条第1項又は第50条の6第1項の規定により 徴収する場合にあっては特別徴収の方法により 徴収されないことになった金額

に相当する税額)を前条第1項の納期(第50条第1項又は第50条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

第44条・第45条(略)

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第46条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額

の合算額を特別徴収の方法によって徴収する。

(1)・(2) (略)

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合においては、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。ただし、第37条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

に相当する税額)を前条第1項の納期(第50条第1項又は第50条の6第1項の規定により 徴収する場合にあっては特別徴収の方法により 徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

第44条・第45条(略)

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第46条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法により 徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)の合算額を特別徴収の方法により 徴収する。

(1)・(2) (略)

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により 特別徴収の方法により 徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により 徴収する。ただし、第37条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により 徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定によって給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でない認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 (略)

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者(所得税法第183条の規定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。)を通じて、当該異動によって従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日(その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日)までに、第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法によって徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申出があったとき

3 前項本文の規定により 給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により 徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により 徴収することが適当でない認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法により 徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 (略)

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者(所得税法第183条の規定により 給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。)を通じて、当該異動により 従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日(その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日)までに、第1項の規定により特別徴収の方法により 徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法により 徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法により 徴収されたい旨の申出をした とき

は、当該合算額を特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法によって徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

6 特別徴収の方法によって個人の市民税を徴収される納税義務者が、当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及びその事由がその年の翌年の1月1日から4月30日までの間において発生した場合
には、当該納税義務者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、その者に支払われるべき給与又は退職手当等の支払をする際、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法によって徴収する。

第47条～第49条（略）

（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）

第50条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収さ

は、当該合算額を特別徴収の方法により徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法により徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

6 特別徴収の方法により個人の市民税を徴収される納税義務者が、当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法により徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者 に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り
、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法により徴収する。

第47条～第49条（略）

（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）

第50条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった場合には、特別徴収の方法により徴収さ

れないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第42条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収する。

2 法第321条の6第1項の通知によって変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって

_____当該納税者の
未納に係る徴収金に充当する

—。

（公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収）

第50条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認

れないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第42条第1項の納期がある場合には _____ それぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には _____ 直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。

2 法第321条の6第1項の通知により 変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

（公的年金等に係る _____ 個人の市民税の特別徴収）

第50条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法により徴収することが 著しく困難であると認

められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額

_____の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第46条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第50条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。

(1) (略)

(2) 特別徴収の方法によって徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第42条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。

められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合には_____、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額

(_____、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第50条の5において同じ。)の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第46条第1項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合には

_____、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第50条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。

(1) (略)

(2) 特別徴収の方法により_____徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第42条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法により_____徴収する。

第50条の3～第50条の5（略）

（年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ）

第50条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項（これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第42条第1項の納期がある場合においてはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 法第321条の7の7第3項（法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって

第50条の3～第50条の5（略）

（年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ）

第50条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項（これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第42条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。

2 法第321条の7の7第3項（法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適

当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する

第51条～第81条の8（略）

（種別割の税率）

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（エに掲げるものを除く。） 年額 2,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

エ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの

を除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの

用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

第51条～第81条の8（略）

（種別割の税率）

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（エに掲げるものを除く。） 年額 2,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

エ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安

基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの

年額 3,700円

(2)・(3) (略)

附 則

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第11条の2 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第11条の3～第12条 (略)

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第12条の2 (略)

2 (略)

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

年額 3,700円

(2)・(3) (略)

附 則

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第11条の2 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第11条の3～第12条 (略)

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第12条の2 (略)

2 (略)

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年7月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 第35条の8第2項並びに第40条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第43条、第46条、第50条、第50条の2及び第50条の6の改正規定並びに附則第11条の2及び第12条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第3条第1項（この条例による改正後の宮津市市税条例（以下「新条例」という。）附則第12条の2第3項に係る部分に限る。）及び第2項の規定 令和6年1月1日

2 第37条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の宮津市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第37条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき宮津市市税条例第37条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例第82条第1号エ及び附則第12条の2第3項の規定は、令

和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第11条の2第4項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

